

# とくしま輸出バリューチェーン構築支援事業実施要領

## 第1条 補助金の交付

とくしま輸出バリューチェーン構築支援事業の実施については、「とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2条 事業の目的

とくしま輸出バリューチェーン構築支援事業は、「とくしまブランド」の「初期輸出」、「輸出の定着化・連携」、「ハラール対応」、「6次化商品等の輸出」、「食インフラの海外展開」、「輸出環境の整備」といった生産者又は事業者が抱える課題解決を支援することで、輸出による海外展開を促進することを目的とする。

## 第3条 対象事業等

この要領において対象とする事業等については、次のとおりとする。

### 2 初期輸出型

「とくしまブランド」の農林水産物・食品の「初期輸出」における課題の解決方法等を調査・検証する等の輸出拡大の取組のモデルとなり得る事業とし、補助事業者、補助事業、経費及び補助率等は、別表1に掲げるとおりとする。

### 3 輸出定着・連携型

県内の生産者又は事業者等による海外における「輸出の定着化」や事業者間連携・複合品目の混載輸送を促進することにより「更なる販路の開拓」のための取組みとし、補助事業者、補助事業、経費及び補助率等は、別表2に掲げるとおりとする。

### 4 ハラール対応型

東南アジアを中心に拡大しているハラールの認証・県内での普及拡大に対応できる取組みとし、補助事業者、補助事業、経費及び補助率等は、別表3に掲げるとおりとする。

### 5 6次化商品等輸出型

6次化商品の輸出にチャレンジする事業者や、市場の拡大が狙える「畜産物の輸出」への取組とし、補助事業者、補助事業、経費及び補助率等は、別表1、2に掲げるとおりとする。

### 6 食インフラ海外展開型

海外での販売拡大を狙った、現地での「販売拠点等の整備」や「生産拠点等の整備」を図る取組みとし、補助事業者、補助事業、経費及

び補助率等は、別表4に掲げるとおりとする。

#### 7 輸出環境整備型

輸出の定着・拡大に取り組む事業者が、物流の高品質化や効率化を実現すべく最適な輸送方法や技術等を実証・確立するための取組みとし、補助事業者、補助事業、経費及び補助率等は、別表5に掲げるとおりとする。

### 第4条 事業要件

補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

#### 2 初期輸出型

- (1) 「とくしまブランド」の海外での新たな市場開拓及び輸出拡大を目的とすること
- (2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく継続的な輸出拡大に取り組むこと
- (3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

#### 3 輸出定着・連携型

- (1) 「とくしまブランド」を生産、加工又は販売する県内の生産者又は事業者が、海外での輸出の定着化又は更なる販路開拓を目的として実施する事業であること
- (2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく継続的な輸出拡大に取り組むこと
- (3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

#### 4 ハラール対応型

- (1) 輸出事業者や、県内の宿泊事業者等のインバウンド事業者が、ハラール対応の整備に向け、各国等の認証やソフト整備により販路開拓を目的として実施する事業であること
- (2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく継続的な輸出拡大に取り組むこと
- (3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

#### 5 6次化商品等輸出型

- (1) 「6次化商品」の輸出や、市場の拡大が狙える「畜産物の輸出」に取り組む県内の生産者又は事業者が、海外での輸出の定着化又は更なる販路開拓を目的として実施する事業であること
- (2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく

継続的な輸出拡大に取り組むこと

(3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

#### 6 食インフラ海外展開型

(1) 現地で「販売拠点等の整備」を図り、新たな市場を切り拓こうとすることを目的として実施する事業であること

(2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく継続的な輸出拡大に取り組むこと

(3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

#### 7 輸出環境整備型

(1) 輸出の定着・更なる販路開拓に取り組む事業者が、物流の高品質化や効率化を実現するため、最適な輸送方法や技術等を実証・確立を目的として実施する事業であること

(2) 事業の実施に当たって明確な目標を設定し、事業計画に基づく継続的な輸出拡大に取り組むこと

(3) 将来の「とくしまブランド」の輸出拡大のモデルとなる事業であること

### 第5条 補助金交付申請書等

要綱第3条の補助金交付申請書は、様式第1号とする。

2 要綱第3条の会長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書（別紙1）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) その他会長が必要と認める書類

### 第6条 補助金交付決定の基準

会長は、第5条の2に基づき申請者から提出された書類について、次に掲げる基準により内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

(1) 事業計画に具体性、新規性及び独創性があること

(2) 事業計画に基づく補助事業の実施により「とくしまブランド」の輸出が継続的に拡大していくと期待できること

(3) 補助事業者が補助事業を実施し得る能力を備えていると判断できること

### 第7条 軽微な変更

要綱第5条第1項第1号及び第2号の会長の定める軽微な変更は、所要経費の合計額の20パーセント以内の額を増減するときとする。

#### 第8条 変更の承認の申請等

要綱第5条第1項第1号から第3号までの規定による会長の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 変更事業計画書（別紙3）

(2) その他会長が必要と認める書類

3 要綱第5条第1項第4号の規定による会長への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を会長に提出するものとする。

#### 第9条 実績報告等

要綱第11条の実績報告書は、様式第3号とする。

2 要綱第11条の会長の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別紙1）

(2) 収支決算書（別紙2）

(3) その他会長が必要と認める書類

3 要綱第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにするものとする。

4 会長は、第1項の規定に基づき補助事業者から提出のあった事業実績報告書について、報告のあった事業実績を公表できるものとする。

5 会長は、前項の公表を行うときは、当該補助事業者の経営上の秘密等公にすることで当該補助事業者の正当な利益を害するおそれのある情報を公表することのないよう留意するものとする。

#### 第10条 補助金の請求

要綱第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第4号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて会長に補助金の請求をするものとする。

#### 第11条 補助金の支払

会長は、補助事業者から前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

#### 第12条 補助金の前金払等

会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を前金払又は概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金請求書に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定の通知の写し

(2) 前金払又は概算払を受けようとする理由書

#### 第13条 補助金調書等

要綱第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第14条 提出書類の送付先

補助事業者は、この要領に基づき会長に提出する書類は、とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク事務局（徳島県農林水産部もうかるブランド推進課内）宛て送付するものとする。

##### 附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

##### 附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費		補助率	補助限度額等
1. 海外での展示会等への出展 2. 海外での商談会等の開催 3. 海外市場調査、サンプル輸出等の実施 4. 商品、パッケージデザイン等の開発 5. 地理的表示の登録等知的財産権の取得 6. 輸出に係る各種認証の取得等への対応 7. その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業	農林漁業者	報償費	アドバイザーに対する謝金、記念品購入代金等	2分の1以内	1つの補助事業者につき20万円。
	農林水産関係団体		旅費		
	商工業者	需用費	展示会等での消耗品費、光熱費、印刷製本費等（食糧費を除く）		
	商工関係団体	役務費	通訳手数料、通信運搬費用、広告費等		
	その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者	委託費	商談会の開催、パッケージデザインの開発、販売補助員等に係る委託料等		
		借損費	会場借上げ料、自動車使用料等		
		原材料費	試食用サンプル費用等		

別表 2 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費		補助率	補助限度額
<p>1. 「輸出定着化」を図ることを目的とする事業 【1の事業の例】</p> <p>① 輸出先店舗及び輸出品目等を絞り込んで行う試験的な輸出</p> <p>② 継続的な販売促進活動の実施</p> <p>③ その他県内の生産者又は事業者による「とくしまブランド」の「輸出定着化」のため必要であると会長が認める事業</p> <p>2. 海外市場における「更なる販路の開拓」を目的とする事業 【2の事業の例】</p> <p>① 海外での展示会等への出展</p> <p>② 海外でのフェア、商談会等の開催</p> <p>③ 海外市場調査、試験輸送等の実施</p> <p>④ 商品、パッケージデザイン等の開発</p> <p>⑤ 地理的表示の登録等知的財産権の取得</p> <p>⑥ 輸出に係る各種認証の取得等への対応</p> <p>⑦ 事業者間連携による共同輸出、複合品目の混載輸出</p> <p>⑧ その他県内の生産者又は事業者による「とくしまブランド」の「更なる販路の開拓」のため必要であると会長が認める事業</p>	<p>農林漁業者</p> <p>農林水産関係団体</p> <p>商工業者</p> <p>商工関係団体</p> <p>その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	報償費	アドバイザーに対する謝金、記念品購入代金等	2分の1以内	1つの補助事業者につき100万円(注1)。
		旅費	海外バイヤー招聘費用等(原則として補助事業者の渡航費用を除く。)		
		需用費	展示会等での消耗品費、光熱費、印刷製本費等(食糧費を除く)		
		役務費	通訳手数料、通信運搬費用、広告費等		
		委託費	商談会の開催、パッケージデザインの開発、販売補助員等に係る委託料等		
		借損費	会場借上げ料、自動車使用料等		
原材料費	試食用サンプル費用等				

注1: ただし、「とくしまブランド」の主な産地又は関係事業者等を相当程度取りまとめる団体が複数の相手国において実施する事業であって、会長が「とくしまブランド」の「輸出定着化」のため特に必要であると認める事業については、この限りでない。

別表 3 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費		補助率	補助限度額
<p>県内の輸出業者、観光・宿泊等のインバウンドに関わる事業者が、ハラール対応のために必要な体制整備を図ることを目的とする事業</p> <p>【事業の例】</p> <p>① ハラール対応を進めるための専門家を招聘する経費</p> <p>② 国内外のハラール認証団体による認証取得に要する経費（ただし、施設整備にかかる経費は対象外）。</p> <p>③ ハラールへの対応状況を紹介するパンフレット、ポスターの作成等のソフト整備に要する経費</p> <p>④ その他会長がハラール対応の体制整備に向けて必要性が高いと認める事業</p>	<p>農林漁業者</p> <p>農林水産関係団体</p> <p>商工業者</p> <p>商工関係団体</p> <p>その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	報償費	アドバイザーに対する謝金、記念品購入代金等	2分の1以内	1つの補助事業者につき20万円（注1）。
		旅費	専門家の招聘費用等（原則として補助事業者の渡航費用を除く。）		
		需用費	講演会等での消耗品費、光熱費、印刷製本費等（食糧費を除く）		
		役務費	通訳手数料、通信運搬費用、広告費等		
		委託費	パンフレット、ポスターの作成、パッケージデザインの開発等に係る委託料等		
		借損費	会場借上げ料、自動車使用料等		
		原材料費	試食用サンプル費用等		

注1：ただし、国内外のハラール認証団体により認証を取得する場合、別表2の2の⑥を援用する。



別表 4 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費		補助率	補助限度額
<p>海外での販売拡大を狙い、現地で「販売拠点等の整備」や「生産拠点等の整備」を図ることで新たな市場を開拓することを目的とする事業</p> <p>【事業の例】</p> <p>① 財務、税務、法律に係る手続き関係等 海外現地での販売拠点等の整備への対応</p> <p>② 海外市場調査、試験輸送等の実施</p> <p>③ 商品、パッケージデザイン等の開発</p> <p>④ 地理的表示の登録等知的財産権の取得</p> <p>⑤ 輸出に係る各種認証の取得等への対応</p> <p>⑥ その他県内の生産者又は事業者による「とくしまブランド」の「更なる販路の開拓」のため必要であると会長が認める事業</p>	<p>農林漁業者</p> <p>農林水産関係団体</p> <p>商工業者</p> <p>商工関係団体</p> <p>その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	報償費	アドバイザーに対する謝金、記念品購入代金等	2分の1以内	1つの補助事業者につき 100万円
		旅費	専門家の招聘費用等 (原則として補助事業者の渡航費用を除く。)		
		需用費	講演会等での消耗品費、光熱費、印刷製本費等(食糧費を除く)		
		役務費	通訳手数料、通信運搬費用、広告費等		
		委託費	財務・税務・法律の 手続き関係等、パンフレット、ポスターの作成、パッケージデザインの開発等に係る委託料		
		借損費	会場借上げ料、自動車使用料等		
		原材料費	試食用サンプル費用等		

別表 5 (第3条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費		補助率	補助限度額
<p>輸出の定着・拡大に取り組む事業者が、物流の高品質化や効率化を実現すべく、個別品目輸出品目や輸送リードタイム等に合わせた、最適な輸送方法や技術等を実証・確立するための取組みを支援することを目的とする事業</p> <p>【事業の例】</p> <p>① 輸出方法最適化に向けた調査・研究の実施</p> <p>② 物流改善マニュアル等の開発</p> <p>③ その他会長が輸送技術実証等に向けて必要性が高いと認める事業</p>	<p>農林漁業者</p> <p>農林水産関係団体</p> <p>商工業者</p> <p>商工関係団体</p> <p>その他会長が「とくしまブランド」の輸出拡大に当たって必要性が高いと認める事業者</p>	報償費	アドバイザーに対する謝金、記念品購入代金等	2分の1以内	1つの補助事業者につき100万円
		旅費	専門家の招聘費用等（原則として補助事業者の渡航費用を除く。）		
		需用費	講演会等での消耗品費、光熱費、印刷製本費等（食糧費を除く）		
		役務費	通訳手数料、通信運搬費用、広告費等		
		委託費	運送業者との共同研究など、ロジスティック向上に係る委託料		
		借損費	会場借上げ料、自動車使用料等		
		原材料費	試食用サンプル費用等		

様式第1号（第5条関係）

（番 号）  
年 月 日

とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク会長

殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕<sup>⑩</sup>

## 補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名  
年度 事業
- 2 交付申請額  
金 円
- 3 関係書類  
(1) 事業計画書（別紙1のとおり）  
(2) 収支予算書（別紙2のとおり）

(別紙1)

## 事業計画書（事業実績書）

### 事業の内容

輸出対象国・地域	輸出対象品目
(1) 事業の目的	
(2) 事業の具体的内容	
(3) 事業実施の効果	
(4) 事業実施のスケジュール	

(単位：円)

補助事業	所要経費	所要額	経費負担区分		備考
			補助金	補助事業者負担分	

(別紙2)

## 収支予算書（収支決算書）

### 2 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較	備 考

### 2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較	備 考

様式第2号（第8条関係）

（番 号）  
年 月 日

とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク会長

殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕<sup>㊤</sup>

## 補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、とくしま農林水産物等輸出促進  
の中止(廃止)  
ネットワーク補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補 助 事 業 名  
年度 事業
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付けとネ第 号
- 3 関 係 書 類  
(1) 変 更 事 業 計 画 書 (別紙3のとおり)  
(2)  
(3)



様式第3号（第9条関係）

（番 号）  
年 月 日

とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク会長

殿

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕<sup>④</sup>

## 実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補 助 事 業 名  
年度 事業
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付けとネ第 号
- 3 関 係 書 類
  - (1) 事 業 実 績 書（別紙1のとおり）
  - (2) 収 支 決 算 書（別紙2のとおり）
  - (3)
    - 。
    - 。
    - 。



